

## ○溶出試験結果

試料名	地点①	地点②	地点③	地点④	基準値*1	定量下限値	単位
アルキル水銀	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	検出されないこと*2	0.0005	mg/L
総水銀	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005	0.0005	mg/L
カドミウム	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.1	0.01	mg/L
鉛	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.1	0.01	mg/L
有機リン	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1	0.1	mg/L
六価クロム	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	0.5	0.05	mg/L
ひ素	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.1	0.01	mg/L
全シアン	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1	0.1	mg/L
PCB	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.003	0.0005	mg/L
銅	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3	0.3	mg/L
亜鉛	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5	0.5	mg/L
ふつ化物	1.5 未満	1.5 未満	1.5 未満	1.5 未満	15	1.5	mg/L
トリクロロエチレン	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3	0.03	mg/L
テトラクロロエチレン	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.1	0.01	mg/L
ベリリウム	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2.5	0.2	mg/L
クロム	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2	0.2	mg/L
ニッケル	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.2	0.1	mg/L
バナジウム	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.5	0.1	mg/L
ジクロロメタン	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2	0.02	mg/L
四塩化炭素	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02	0.002	mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04	0.004	mg/L
1,1-ジクロロエチレン	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2	0.02	mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 未満	0.04 未満	0.04 未満	0.04 未満	0.4	0.04	mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3	0.3	mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 未満	0.006 未満	0.006 未満	0.006 未満	0.06	0.006	mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02	0.002	mg/L
チウラム	0.006 未満	0.006 未満	0.006 未満	0.006 未満	0.06	0.006	mg/L
シマジン	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03	0.003	mg/L
チオベンカルブ	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2	0.02	mg/L
ベンゼン	0.01 未満	0.02	0.01 未満	0.01 未満	0.1	0.01	mg/L
セレン	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.1	0.01	mg/L
ダイオキシン類	1.3	0.78	0.92	1.2	10	—	pgs-TEQ/L

\*1 : 水底土砂判定基準（昭和48年2月17日 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令）

\*2 : 「検出されないこと」とは、指定された方法により測定した場合において、その結果が定量限界（定量下限値）を下回ることをいう